

神奈川県地域看護師養成事業検討会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県の看護師不足や偏在を解消し適正な配置を図るため、地域において地域看護師を養成し、離職の防止や中小病院での看護師の確保に取り組むことを目的として、「神奈川県地域看護師養成事業検討会」（以下「検討会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の地域看護師の確保・養成に関すること。
- (2) 県民及び医療従事者に対する地域看護師の普及啓発に関すること。
- (3) その他、地域看護師の推進に関すること。

(構成員)

第3条 検討会は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課（以下「県医療課」という）及び神奈川県看護師等養成実習病院連絡協議会（以下「実習病院連絡協議会」という）の適正化部会員等をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、令和3年度に限り、委員の任期は令和4年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(座長の職務)

第4条 検討会には、座長を置く。座長は委員の互選により選任する。

- 2 検討会は座長が招集し、その議長となる。
- 3 座長は、所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、県医療課及び実習病院連絡協議会に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月18日から施行する。